

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

No.	資料	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
1	入札説明書	5	2	2	(3)	入札参加者説明会とは別に、概要説明会提出図書作成に向けて、組合殿と期日ご相談のうえ、改めて現地確認の機会を設けて頂くことは可能でしょうか。	日常の業務に支障のない範囲で相談に応じますが、必ずしも希望に添えるとは確約できません。
2	入札説明書	6	2	2	(5)	5) 提出書類（コ）特定建設工事共同企業体協定書（様式2-10）（建設JVを結成する場合）について、様式集の雛形が共同施工方式用となっているため、分担施工方式を採用する場合は任意で作成してよろしいでしょうか。	質問回答書添付資料1の分担施工方式用を使用して下さい。
3	入札説明書	8	2	2	(9)	事業提案書受付時の提出物には入札書類（様式4-1および様式4-2）を含まず、令和4年11月下旬の入札時に提出するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
4	入札説明書	13	2	4	(2)	20)「落札者は、契約期間中、提出した資格確認資料に記載した配置予定技術者（現場代理人及び監理技術者）を当該工事現場に配置すること。」とありますが、解体撤去工事・土木建築工事・プラント工事それぞれの施工期間に合わせ乙型JVより配置するものとしてよろしいでしょうか。また、配置予定技術者は1名ではなく、複数名で提出してもよろしいでしょうか。	前段については、各施工期間の工事内容に合わせた適任者を入札参加者より配置して下さい。 後段については、様式2-7、注釈※4に記載の通りです。
5	入札説明書	18	3	1	-	工事期間が長期にわたるため、物価変動についての条項はございますでしょうか。また、物価スライドが可能である場合の起算日は入札時でよろしいでしょうか。	前段については、「賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）令和3年4月一部修正 大阪府」に準じた条項がございます。 後段については、上記条項に準じます。
6	様式集-1	53	-	-	-	代表企業から地元企業A(1次下請)への発注金額を計上し、さらに地元企業A(1次下請)から地元企業B(2次下請)への発注金額を計上することはできないとの理解でよろしいでしょうか。また、地元企業A(1次下請)から地元外企業C(2次下請)への発注金額は減額されないとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解の通りです。 後段については、減額の対象です。
7	発注仕様書	-	-	-	-	発注仕様書で〔 〕書きの部分については、入札参加者にて提案するものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
8	発注仕様書	3	1	1	6	(12)「既存工場を有することを踏まえ（中略）円滑な交通が図られる動線計画を立案すること。」とありますが、協議の上、工事中の敷地出入口や、工事範囲外の動線の変更を提案させていただいてもよろしいでしょうか。	発注仕様書添付資料2「出入口門位置図」に照らし協議には応じるものとします。
9	発注仕様書	6	1	1	6	2) (10)「工事に必要な資材置場、(中略)が敷地内で不足する場合は、発注者の責任、費用負担において確保する」とございますが、一方、P127 2) (2)「工事用地(仮設事務所、工事用駐車場、資材置場等)は、受注者の責任において確保すること。」とございます。不足する資機材置場、仮設事務所用地、駐車場等用地は発注者側で用意いただく、または受注者の責任で確保する、いずれとさせていただきますらよろしいでしょうか。	全て受注者の責任で確保して下さい。
10	発注仕様書	7	1	1	8	3) (1)①緑化率についてア、イの基準の記載がありますが、工場立地法により必要な緑化面積については考慮する必要がありますでしょうか。	工場立地法を遵守するものとします。

No.	資料	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
11	発注仕様書	10	1	2	1	(5)粗大ごみの搬入状況(直近1年間の実績)の最大搬入量は50t/日との記載がありますが、第六工場での粗大ごみの想定処理量をご教示お願いします。	量的には概ね10t/日程度ですが、太さ15cm角程度の木材や敷物、ふとん類等を切断し、これが焼却炉のごみホッパシュートにおいて詰まりの生じないサイズであることを求めます。 また、発注仕様書P9、第1章第2節、1)2)(4)に示した「ごみの最大寸法」に対応可能であることを求めます。
12	発注仕様書	10	1	2	1	(5)3)口搬出車両のうち、10t車の平ボディローリング車の用途についてご教示願います。	現状資源ごみ残渣の搬入で使用されています。
13	発注仕様書	11	1	2	4	「3)場外余熱利用設備「電気、蒸気」とありますが、それぞれの利用先および容量をご教示願います。	将来的に余熱利用施設が計画された場合に対応できるように第六工場において予め場外に電気と蒸気の供給機能を有するものです。蒸気は蒸気だめに取り出し口を設けることとし、電気は協議により決定するものとします。
14	発注仕様書	19	1	5	2	2)「本施設の運転指導期間は、180日間(土、日曜日及び祝日を含む)とするが、(中略)、実施しなければならない。」とありますが、本内容については、受電後からの試運転期間180日間で運転指導が実施出来るものと考えてよろしいでしょうか。	受電前に机上研修を実施することも考えられるため、運転指導期間は必ずしも受電後からとは限定しません。詳細については協議により決定します。
15	発注仕様書	87	2	8	7-6	飛灰の処理物ヤードは、第四工場の設備に類似したものと判断しましたが、(8)において、「ピット方式」に変更して提案することが許容されているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
16	発注仕様書	94	2	11		「第五工場受変電設備の改造及び改造に伴い不要となる設備、装置の解体撤去や第五工場から本施設への配線等、これに伴い必要な工事を受注者の責任において実施すること。」と記載ありますが、第五工場の特高変圧器について、既設変圧器重量約32tから新規変圧器約42tに置き換え、さらに特高変圧器盤約3tを設置します。既設建屋の荷重条件として問題ないことをご確認願います。	建築図面より検証して下さい。
17	発注仕様書	94	2	11		第五工場から第六工場までの主回路および制御ケーブルの布設に際し、既設埋設電路150Φ×2、100Φ×2の予備管が使用可能と考えてよろしいでしょうか。また使用の判断が困難な場合は入札前に導通試験を実施させていただくことをご了解いただけますでしょうか。	予備管使用の検討は可能ですが、使用の可否判断のために必要な試験を行って下さい。
18	発注仕様書	128	3	1	2	1)(1)「第五工場の定期補修整備等の際に必要なスペースや、機器の搬入搬出にも配慮すること」とございますが、必要なスペースの寸法にご指定がありましたらご教示願います。	定期補修整備工事の内容と、本件工事の施工状況に応じて適宜協議のうえ決定するものとします。
19	発注仕様書	133	3	2	1	2)(9)⑥に、「トイレ(多目的トイレ含む。)を男女別に必要な場所に設置すること。管理棟部分のうち、……また、多機能トイレはオストメイト、ベビーチェア、乳幼児のおむつ替え、着替えに利用できる器具等を設置すること。」とありますが、多目的トイレと多機能トイレは同義であり、見学者の利用できるスペースに男女共用で設置するものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 ただし当該トイレは、排泄にあたって、介護者による全面的介護を必要とする重度な障害者においても利用できるよう配慮して下さい。
20	発注仕様書	146	3	3	1	5)(3)において「建設予定地全周(北側を除く)にわたり、騒音及び意匠を配慮したパネルを設置すること」とあり、次項5)(4)には「工事範囲内の既存意匠(フェンス)の塗装又は張替を行う」とございますが、工事範囲の西側、南側のメッシュフェンスは、いずれとさせていただいたらよろしいでしょうか。	工事中はパネルを設置し、かつ、パネル撤去後にはメッシュフェンスの塗装又は張替を行って下さい。
21	発注仕様書	146	3	3	1	6)の雨水貯留設備工事は、P148、5)の雨水処理設備に対する記述と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No.	資料	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
22	発注仕様書	158	4	1	3	第三工場解体撤去工事において、7)「夜間、休日作業工事は、原則として土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は行わない。(中略)ただし、緊急の場合はこの限りではない。」とありますが、本内容については、工場棟建設工事についても考慮する必要がありますでしょうか。	工場棟建設工事についても考慮して下さい。
23	発注仕様書	175	4	2	2	1) (3)一部処置済みの残留物はP176表-5「解体撤去処置済みの内容」に示していただいておりますが、未処置の残留物の名称や箇所数等についてご教示願います。	解体対象設備内訳は、仕様書P165第4章第2節(5)及び(6)に記載しております。詳細の確認については、応札前に現地確認して下さい。
24	発注仕様書	199	4	6	4	2) (3)にコンクリートガラダイオキシン類濃度の規定が記されていますが、分析の頻度(m <sup>3</sup> 毎に何回)を提示戴けますでしょうか。また、「基準値を上回る場合は適切に処分すること」とございますが、その場合の処分費は精算いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	前段については、定量毎の分析ではなく、解体部位により基準超過の恐れがあると判断される箇所を提案のうえ実施して下さい。後段については、協議の対象とします。
25	発注仕様書	204	4	8	1	3)解体廃棄物の処理において「一般廃棄物、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物ごとに分別して排出、処分すること」とございますが、一般廃棄物は受注業者で処分が出来ないため、組合様が引き取っていただけたとの理解でよろしいでしょうか。一般廃棄物と産業廃棄物の区分について、焼却灰・飛灰は一般廃棄物、洗浄後に発生する汚泥は産業廃棄物との理解でよろしいでしょうか。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理して下さい。
26	発注仕様書	206	4	8	2	「大気汚染防止法の一部を改正する法律(令和3年4月施行)」に従い、アスベスト含有建材については、表-9 見なしアスベスト含有使用箇所を示されている建材について計上し、受注後の調査により別途精算いただけたらと考えてよろしいでしょうか。また、プラント機器内や配管保温材・パッキン等の隠蔽部等の把握が困難なアスベスト含有建材については、調査後精算いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	前段について、表-9の見なしアスベストはアスベスト含有材として計上して下さい。これが受注後の調査でアスベストを含有しないものと確認された場合、減額精算します。後段については、協議の対象とします。
27	発注仕様書	208	4	8	3	1)「事前に発注者が実施した付着物中のダイオキシン類濃度を受注者において再度確認調査を実施すること」とございますが、前項の事前調査の結果と異なった場合は、精算させていただけたらと考えてよろしいでしょうか。	協議の対象とします。
28	発注仕様書	221	5	4	4	(1)深度調査について「施工に伴う掘削深度+1mまで1m毎に試料採取し分析を行う」とございますが、掘削深度が10mより深い箇所は、土壌汚染対策法ガイドラインで示されたGL-10mまでとしてよろしいでしょうか。	深度調査については土壌汚染対策法ガイドラインに示された通りです。GL-10mより深い箇所の土壌についてはその後の取り扱いにより適切な処置をお願いします。
29	発注仕様書	221	5	4	4	(1)深度調査概要のダイオキシン類に係る深度方向調査手法について、10m格子1区画あたり5地点でボーリング調査を行い、それぞれの1m毎の深度試料を混合して1検体として分析を行う考え方でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
30	発注仕様書	225	6	1	3,4	ご提案させていただきます汚染土壌及び埋設廃棄物の各数量につきましては、実調査後の結果によって精算いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	協議の対象とします。
31	発注仕様書	231	6	3	4	1) (1)「ダイオキシン類基準不適合土壌は、全量掘削除去とする」とございますが、深い深度まで汚染があり、山留めが必要になった場合は、精算いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	協議の対象とします。
32	発注仕様書	231	6	3	4	1) (3)「埋設廃棄物は管理有害物質の濃度を問わず、全量掘削除去する」とございますが、新設工事に係る掘削範囲のみを調査対象とし、その結果確認された埋設廃棄物を除去するとの理解でよろしいでしょうか。	本件工事に係る掘削範囲が調査対象となり、その結果確認された埋設廃棄物を除去して下さい。

No.	資料	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
33	添付資料1	-	-	-	-	工事範囲図のCADデータをご提供頂けないでしょうか。	質問回答書添付資料2を使用して下さい。
34	添付資料2	-	-	-	-	現況動線図(5)(6)において、入場経路①と②とありますが、①は車両重量を登録しておらず計量機を通る場合。②は車両重量を登録しており、計量機を通らない場合との考えでよろしいでしょうか。	車両重量はすべて登録しております。 入場経路は2通りあります。①②です。
35	添付資料8	-	-	-	-	第三工場の1FLのレベル(TP表示)をご教示ください。	発注仕様書添付資料8「解体撤去対象施設図(9)」より、1FL=GL+300と読めます。また、発注仕様書添付資料5「地質調査結果(2)及び(3)」より、第三工場周辺のGLはTP+4.1m程度と読めます。 これ以上に高い精度でのレベルが必要であれば、現地測量にて確認が必要です。